

常務理事	事務長	担当者	担当者

健康保険 限度額適用認定証申請書

日本製紙健康保険組合 御中

令和 年 月 日 提出

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の 記号 - 番号	—			
	被保険者	氏 名		生年月日	昭 平 令 年 月 日
		住 所	〒		
	対象者	氏 名		生年月日	昭 平 令 年 月 日
		被保険者との続柄		性別	男 ・ 女
	事業所	名称			
		住所			

- この申請により交付された認定証を病院の窓口に提示すれば、医療費が高額になっても支払いが自己負担限度額までにおさえられます。
- この認定証を使わずに高額療養費が発生した場合は、診療月の3ヵ月後に自動的に給付をしています。最終的な自己負担限度額はどちらの場合も変わりません。

参考: 自己負担限度額 (限度額適用認定証が必要な区分のみ記載)

70 歳 未 満	<ul style="list-style-type: none"> *適用区分「ア」: 標準報酬月額が83万円以上の方 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% *適用区分「イ」: 標準報酬月額が53万~79万円の方 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% *適用区分「ウ」: 標準報酬月額が28万~50万円の方 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% *適用区分「エ」: 標準報酬月額が26万円以下の方 57,600円
70 歳 以 上	<ul style="list-style-type: none"> *適用区分「現Ⅱ」: 標準報酬月額が53万~79万円の方 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% *適用区分「現Ⅰ」: 標準報酬月額が28万~50万円の方 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

利用者の皆様へ

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続き(限度額適用認定証申請)なく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

- ・限度額適用認定証の事前申請は不要となります。
- ・令和6年12月2日以降、現在ご利用の保険証は廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

これを機会に、医療機関・薬局でのマイナ保険証の利用をお勧めします。

受 付 印